

## 省電力設備導入緊急支援事業実施要領

省電力設備導入緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、この要領で定めるところによるものとする。

### 第1 事業目的

本事業は、中小企業者等による照明及び空調の省電力設備への更新に対し、補助金を交付することにより、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金等を含む物価の高騰を受けた事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガス
- 2 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人
  - (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
  - (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
  - (5) 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
  - (6) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であつて、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
  - (7) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
  - (8) 青色申告を行っている個人事業主
  - (9) その他知事が適当であると認める者次に掲げる者
- 3 事業所 県内に所在する工場又は事務所その他の事業場

### 第3 事業内容

本事業による補助の交付対象とする事業は、県内に事業所を有する中小企業者等が、当該事業所において実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- 1 既設の照明設備をLEDに更新することにより、当該設備の電力使用量が50%以上削減されることが見込まれる事業
- 2 既設の空調設備を更新することにより、当該設備の電力使用量が20%以上削減されることが見込める事業

ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 国、市町その他の団体が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助するもの
- (2) ESCO事業
- (3) リース事業

#### 第4 その他

本事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和4(2022)年8月12日から施行する。

#### 別表

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業、運輸業、 その他（ゴム製品製造業除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。